

「沼津自動車検査登録事務所駐車場交通実態調査」
仕様書

1. 業務の目的

沼津自動車検査登録事務所は、建築から47年が経過し、庁舎等が老朽・狭隘となっており、庁舎の建て替えを行う予定にしている。

本調査では、来庁する車両数と駐車状況を調査し、当該事務所における有効な駐車場の数を推測し、庁舎を含めた構内の効率的な利用に活用するものである。

2. 業務の内容

沼津自動車検査登録事務所（沼津市原字古田2480）において、次に掲げる業務を行う。

① 駐車場利用及び周辺道路実態調査

ア. 場内駐車場利用実態調査

・ 8:30～17:00間の出入口での自動車車種別（6分類※）の入庫、出庫台数を15分単位に測量する。

※6分類（乗用車、小型貨物、普通貨物車、特殊車、バス、二輪）

・ 8:30～17:00間の30分ごとに敷地内車両数及び公道に溢れている車両数を測量する。

・ 8:30～17:00間の30分ごとに検査コース（1（測定）、2（大型）、3、4（二輪）、DS）に並んでいる受検待機中の車両数を測量する。

イ. 調査時期

・ 令和6年9月13日、20日、27日（3日間）

※変更の場合あり

ウ. 留意事項

・ 測量方法や配置する計測員、撮影機器等を示した「作業計画書」を測量開始前に作成し、発注者に提出すること。

・ 計測員を配置して測量を行う場合は、敷地内で測量を行い、調査を行っていることが分かる腕章等をつけること。

・ 撮影機器などを用いて測量を行うことについては可とするが、ナンバープレート等個人情報の取扱については留意すること。

・ 通常業務や来庁者に不便をかけること。

・ 調査にかかる一切の手配をすること。

② ①の調査結果により、必要とする駐車場車両数を推測する。

現状の駐車場ライン図面（別添1）、現状の駐車場航空図（別添2）

3. 履行期限

令和6年11月29日（金）

4. 成果物の提出

【調査概要等】

- ・調査概要
- ・調査方法
- ・調査実施体制

【駐車場利用及び周辺道路実態調査】

- ・15分毎の車種別の流入・流出・断面交通量
- ・30分毎の車両数

(内訳：駐車台数、駐車できていない台数、公道に溢れている台数、各検査コースに並んでいる受検待機中の台数)

上記の内容について、事業報告書を以下のとおり作成すること。

事業報告書は、PowerPoint、Word 若しくはExcel 形式など中部運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

- ・日本産業規格A4判（簡易製本、カラー） 3部
- ・事業報告書及び事業報告書の概要（A4判2枚程度）の電子データ（CD又はDVD） 1部

5. 著作権等について

- (1) 本業務により制作された制作物の著作権は、中部運輸局に帰属するものとする。
- (2) ただし、受注者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受注者に帰属するものとするが、中部運輸局が本業務において、その使用权及び翻訳権を有するものとする。

6. 契約不適合責任

本業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受注者の責任において補修するものとする。

7. 情報管理体制

- (1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（別紙様式例）を提出し、監督職員の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め発注者の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- ・発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- (2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。
- (3) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

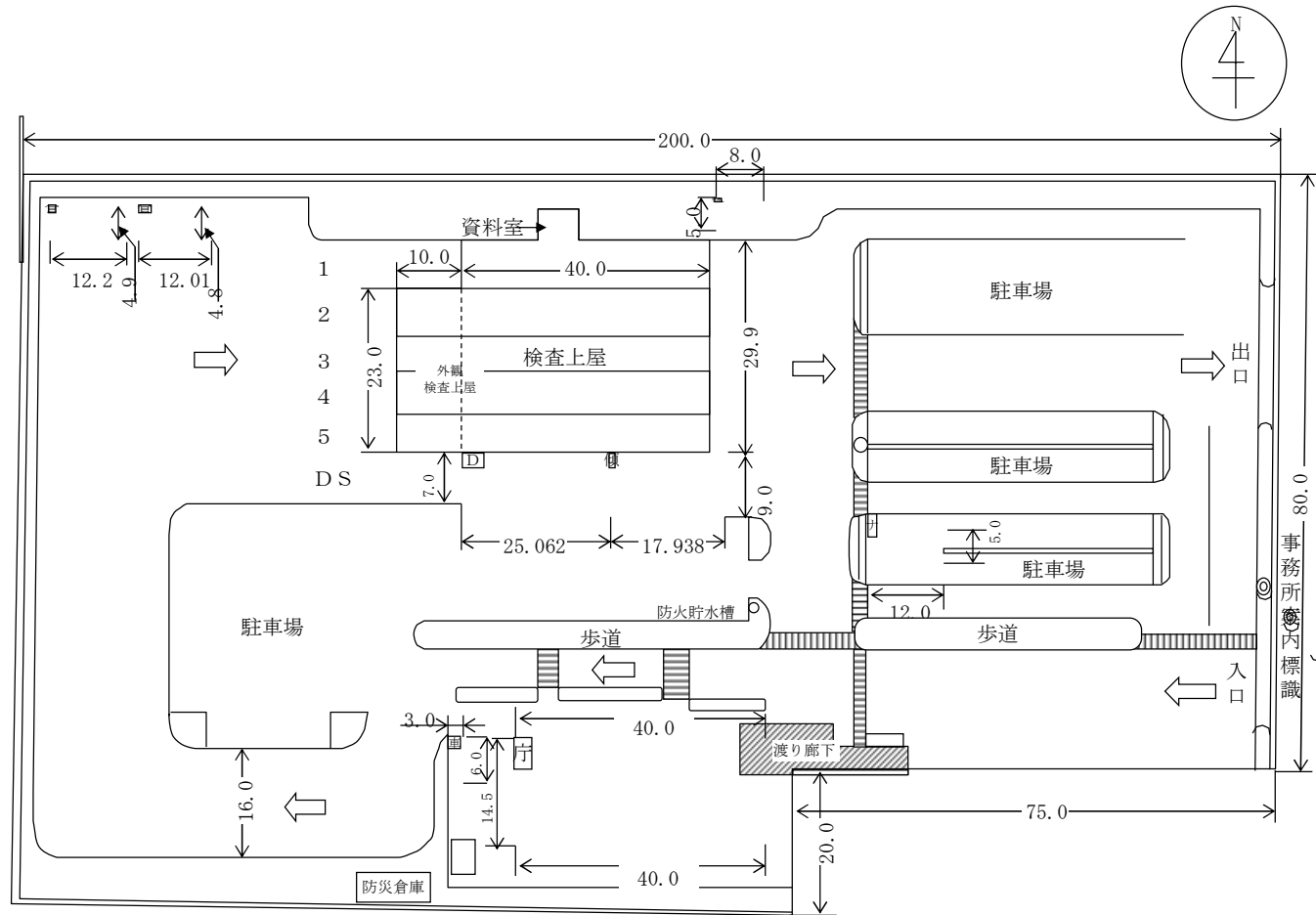
8. 業務管理及び疑義等

- (1) 業務を円滑かつ効率的に進めるため発注者の監督職員と密接な連携を保ち作業を進めること。作業の方針、内容、本仕様に定めのない事項等につき疑義が生じた場合は、その都度発注者の監督職員と十分に協議のうえ対応すること。
- (2) 発注者の監督職員は、本業務の実施期間中、必要に応じて業務実施状況について報告を求められることができる。
- (3) 受注者は、本業務実施にあたっては関係法令を遵守すること。

9. 留意事項

本業務に必要な経費は、すべて当初の契約金額に含むものとする。

用地面積	18,515.00	m ²
舗装面積	13,873.00	m ²
緑地面積	1,870.00	m ²
その他	2,757.00	m ²
内訳		m ²
・庁舎	590.00	m ²
・検査上屋	1,816.00	m ²
・倉庫	59m ² +56m ²	m ²
・車庫	18.00	m ²
・休憩室	40.00	m ²
・その他	124.00	m ²
・封印上屋		m ²
・渡り廊下		m ²
変電設備	200	KVA
囲 障	505.00	m
擁 壁	125.00	m
側 溝	445.00	m



【注】 1. 寸法の単位は、mで記入する。
 2. 縮図は、正確に行い、縮尺を記入する。
 3. その他含まれる項目を記入する。

沼津自動車検査登録事務所（駐車台数）

別添 2

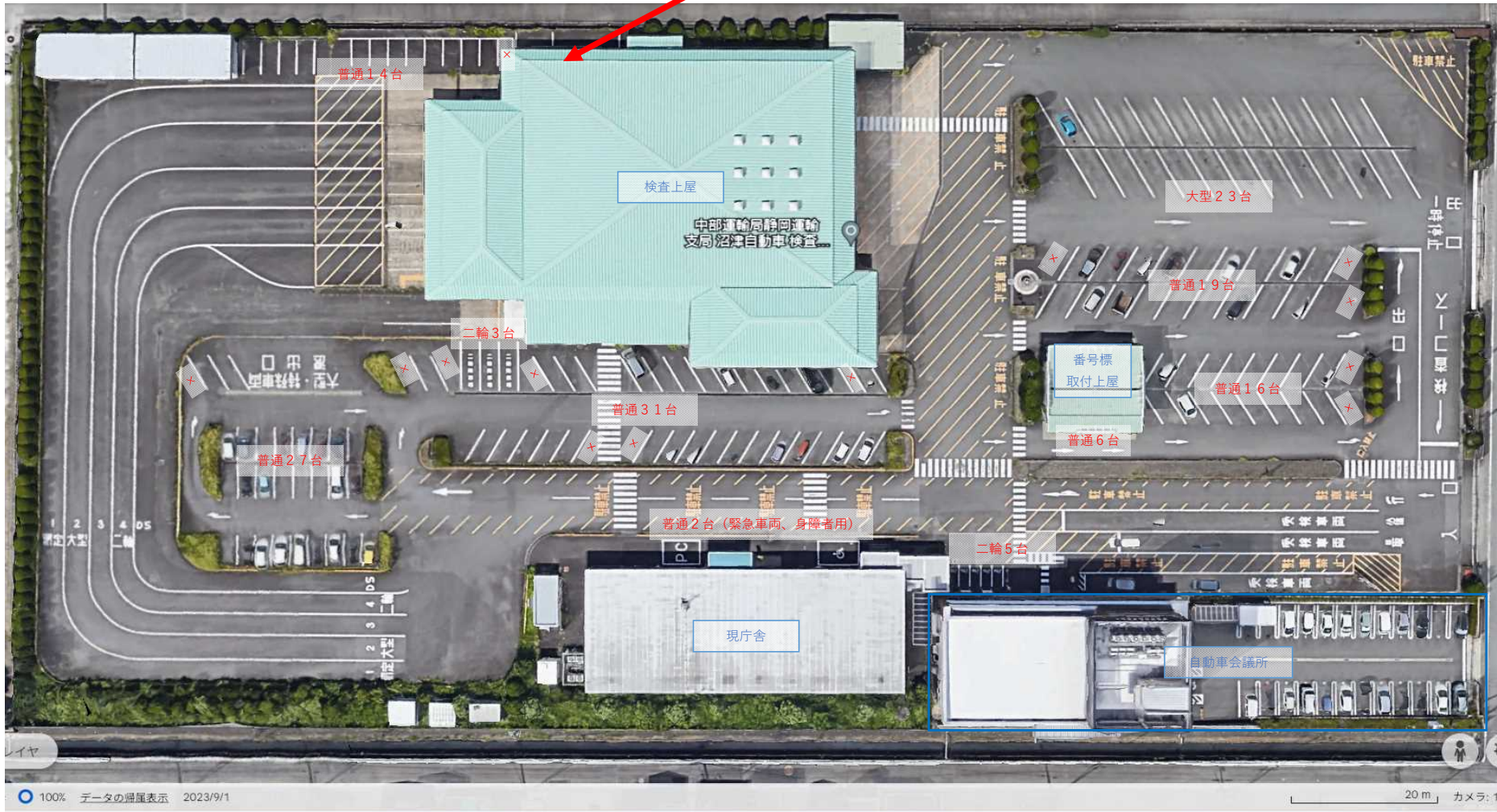
※「×」印のスペースは駐車困難のため台数にカウントしていない

大型 23台

普通 14台+3台+27台+31台+19台+6台+16台
+2台（緊急車両、身障者用）= 118台

二輪 3台+5台=8台

合計 22台+118台+8台= 148台（うち2台は緊急車両、身障者用）



情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

	氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者(※1)	A				
情報取扱管理者(※2)	B				
	C				
業務従事者(※3)	D				
	E				
再委託先	F				

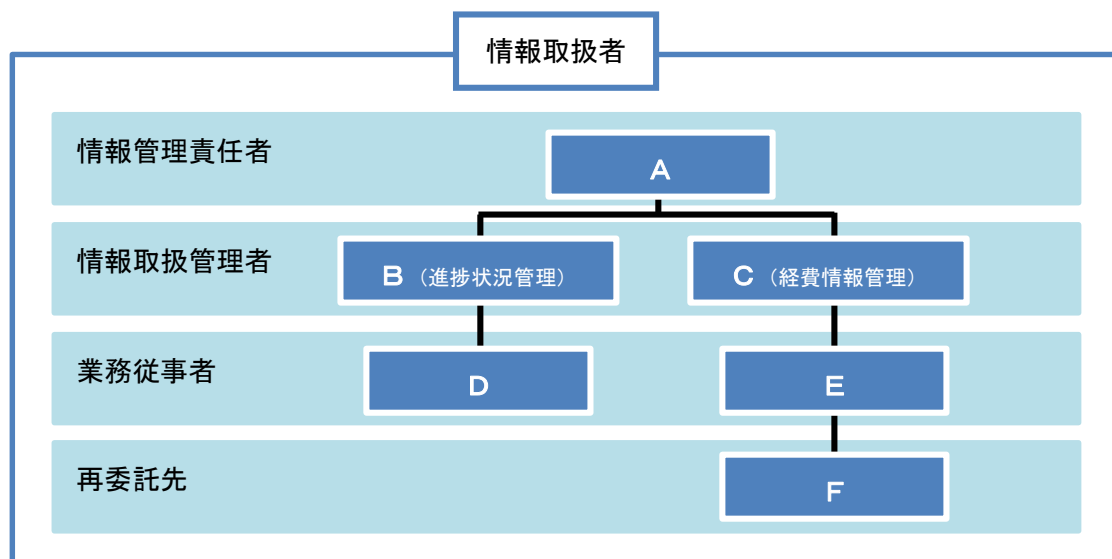
(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること(再委託先も含む)。

③ その他

・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。

・情報管理規則等の内規を別途添付すること。

・必要に応じ、本別紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。